

令和7年度おおい町渴水対策事業「補助金の取り扱いについて」

1. 目的

渴水による農作物の品質低下を防止するため、地域水利を管理する組織が応急的に実施した農業用水の確保に係る事業に対し助成します。

2. 補助対象者

地域水利を管理する組織の構成員

(農家組合、水利組合、多面的機能支払交付金活動組織、各集落の組織)

3. 事業の実施基準

4/1～9/30までの間で、連続干天日数（5mm/日以下）が20日以上、もしくは30日間の総雨量100mm以下である地域において、別に定める。※

※7月1日から9月30日までを対象とする。

4. 補助対象事業および補助率

(1) 工事費（補助率：100%以内）

①組織が実施する水路の掘削、井戸の掘削、送水管の設置、揚水機場の設置およびこれに伴う動力線の架設等の付帯工事

(2) 購入費・賃借料（共助分・・・組織が実施した場合の補助率：100%以内※）

※個人が実施したもの（自助分）については、補助率を50%以内とする。

①揚水機（水中ポンプ含む）および付属部品の購入、賃借料、燃料費（電気代※、電力契約料含む）

※既存揚水機場の電気代については、渴水のために増嵩した部分（補助対象分）が分かるものを添付（例年の電気代との比較資料等）

②農業用水を確保するためのタンクの購入および賃借料、給水車等の賃借料

5. 補助金の申請方法

おおい町渴水対策事業補助金交付要綱に基づき、農家組合長から令和8年1月末までに農林水産課へ申請書を提出※

※申請書の受付は、各農家組合単位になりますので、地域内の水利組合、多面的機能支払交付金活動組織等および個人が負担した経費についても、とりまとめのうえ申請してください。（事務費として加算交付）

なお、補助金の交付については、各組織および個人分も含めて、各農家組合あてに一括交付しますので、その振り分けをお願いします。

6. 留意事項

補助金の申請には、経費に係る領収書（請求書がある場合は請求書も）や事業の実施が分かる書類（位置図への着色等）が必要になりますので、地域のとりまとめをお願いします。

おおい町渇水対策事業の補助対象事業および補助率について

県の補助対象期間「7/1～9/30」（うち8/11は対象外）
町の補助対象期間「7/1～9/30」⇒県の補助対象期間外（8/11、9/18～9/30）は、町単独事業にて補助

項目番号	種別	項目	内容	補助対象期間：7/1～9/17まで（8/11除く）				補助対象期間：9/18～9/30まで（8/11含む）				
				実施主体	県補助対象	補助率	負担内訳	県補助対象	補助率	負担内訳	県	
1	共助	工事費	河川掘削、揚水ポンプ設置等	農家組合等	○	100	50	0	0	×	100	0
2	共助	購入費・リース代	水中ポンプ、発電機、ホース、電気コード、給水車など	農家組合等	○	50	50	0	0	×	100	0
4	共助	燃料費・電気代	臨時設置のポンプ等	農家組合等	○	100	50	0	0	×	100	0
5	自助	燃料費・電気代	既存の揚水機場（例年と比べ増えた分）	農家組合等	×	0	100	0	0	×	100	0
6	自助	購入費・リース代	水中ポンプ、発電機、ホース、電気コード、給水車など	個人	×	50	0	50	0	50	0	50
7	自助	燃料費・電気代	臨時設置のポンプ等									

